

大阪府アスベスト対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 アスベスト対策に関する部局間連携を図り、大阪府におけるアスベスト対策を総合的に推進することを目的として、大阪府アスベスト対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施する。

- (1) 建物の解体及び廃棄物処分に伴うアスベスト障がいの予防に関すること
- (2) アスベスト障がいに対する健康相談等に関すること
- (3) 府有施設におけるアスベスト建材等の適正な管理に関すること
- (4) その他上記以外の必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び構成員をもって構成する。

2 会長、副会長及び構成員は別表に掲げる職にある者とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加・変更することができる。

(運営)

第4条 会長は、推進会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する副会長はその職務を代理する。

(部会等の設置)

第5条 会長は、推進会議の協議事項に関し、専門的な検討を行うため、必要に応じて部会等をおくことができる。

(推進会議の庶務)

第6条 推進会議の事務局は、環境農林水産部環境管理室に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月9日から施行する。

(大阪府アスベスト対策推進本部設置要綱の廃止)

大阪府アスベスト対策推進本部設置要綱は廃止する。

別表

| | | |
|-----|--|--|
| 会長 | 環境農林水産部環境政策監 | |
| 副会長 | 健康医療部健康推進室長、環境農林水産部環境管理室長、都市整備部住宅建築局公共建築室長 | |
| 構成員 | 総務部 | 庁舎室庁舎管理課長 |
| | 健康医療部 | 健康推進室健康づくり課長、生活衛生室環境衛生課長 |
| | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室産業廃棄物指導課長、環境管理室事業所指導課長 |
| | 都市整備部 | 事業調整室長、住宅建築局建築環境課長、住宅建築局建築指導室審査指導課長、住宅建築局建築指導室建築安全課長、住宅建築局公共建築室計画課長、住宅建築局住宅経営室施設保全課長 |
| | 教育庁 | 施設財務課長 |
| | 大阪府警察本部総務部 | 施設課長 |
| | | |

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 11 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正